

イベント

## 講演会「確定死刑囚からの解放」 ～冤罪の陥穽で、獄中1万2599日～

免田栄氏は、1948年に熊本県で起こった殺人事件の犯人とされ、無実を主張するも死刑判決が確定し、6次に及ぶ再審請求の結果、1983年に無罪判決を獲得された。現在も、冤罪事件はあとをたたず、誤判による死刑執行の恐ろしさは何ら解決されていない。

これまで死刑確定者の再審無罪が確定した4件（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）の事件の当事者のうち、ご存命なのは免田栄氏を含めて二名しかおらず、お二方ともご高齢であることを考えると、死刑確定者だった方の生の声を聞くチャンスは、今をおいて他にない。

免田栄氏は、はじめて死刑確定者という立場から解放された方であり、今年が再審無罪からちょうど30年という節目の年でもある。

そこで、免田栄氏を講師として呼びし、冤罪による死刑確定者の生の声を聞くことにより、現在においても、変わる事のない日本の死刑制度の問題点について市民とともに考えるため、本講演会を企画するものである。

日時 2013年9月3日（火）午後6時00分～午後8時00分  
場所 弁護士会館3階301号室  
講師 免田 栄氏  
コーディネーター 弁護士 矢澤昇治  
対象 会員及び一般市民  
主催 第二東京弁護士会  
参加費 無料

---

（回答書）／（希望調査票）

FAX返信先 03-3581-3338（担当：第二東京弁護士会人権課佐々木宛）

9月3日（火） 死刑確定者からの解放 に出席します。

お名前 \_\_\_\_\_（登録番号： \_\_\_\_\_）

担当委員会 第二東京弁護士会 人権擁護委員会

問い合わせ先 第二東京弁護士会人権課佐々木 TEL：03-3581-2257